

工芸高等学校（定時制の課程）部活動に係る活動方針

1. 部活動の取組方針

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・協議力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、准校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は、少なくとも1日、週休は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 休養日と部活動を行わない日を合わせて、年間で104日以上設定する。
- (4) 1日の活動時間は、平日20時50分から1時間とし、22時完全下校を基本とする。学校の休業日は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4. 指導について

部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことが無いよう配慮して指導すること。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。